

第12章 中小企業に対する助成等

第1節 中小企業に対する公害防止資金の融資制度等

第1 中小企業公害防止資金特別融資

本府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を発足させ、中小企業者が行う公害防止設備の設置・改善、工場移転等の公害防止対策の促進に努めている。

最近5カ年間における本制度の利用状況をみると、融資件数及び融資金額とも逐年増加の傾向にあったが、昭和50年度の実績は、融資件数275件、融資金額26億4千万円といずれも前2年度における実績を下回っている（表3-12-1）。

また、利用者の負担の軽減を図るとともに公害規制の動向に対応するため、融資条件の緩和、利子補給による利息負担の軽減など制度の改善にも努めているが、昭和50年度においては、無担保の貸付限度額の引上げを行った。

表3-12-1 施設別融資実績

(単位：千円)

施設別 区分	昭 46		47		48		49		50	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙・ガス・粉じん 処理施設	69	363,120	40	303,200	147	1,424,620	155	1,322,200	102	854,000
汚水処理施設	78	569,600	71	830,100	92	960,200	128	1,315,900	112	1,157,900
騒音・振動防止施設	67	528,550	43	466,100	52	614,800	57	779,900	57	600,600
産業廃棄物処理施設	—	—	—	—	—	—	10	80,500	4	26,800
合 計	214	1,461,270	154	1,599,400	291	2,999,620	350	3,498,500	275	2,639,300

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

昭和50年度における中小企業設備近代化資金貸付け及び中小企業高度化資金貸付けのうち、公害関係の貸付実績は表3-8-2及び表3-8-3のとおりである。

表3-8-2 中小企業設備近代化資金貸付実績（昭和50年度）

（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
水質汚濁防止関係	23	133,528
大気汚染防止関係	1	5,925
産業廃棄物処理関係	2	4,500
特定物質処理関係	3	9,160
液化石油ガス保安設備	1	7,317
そ の 他	4	29,060
合 計	34	189,490

表3-8-3 中小企業高度化資金貸付実績（昭和50年度）

（単位：千円）

貸付けの種類	貸付対象	件数	金 額
共同公害防止資金	大気汚染処理施設	1件	350,800
共同施設資金	産業廃棄物関係	1	37,115
工場等集団化資金	騒音・振動型工場の集団化	2	649,415
合 計		4	1,037,330

第3 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

魚介類の水銀、PCB汚染により経営に被害を受けた鮮魚小売商等の中小企業者の事業経営及び生活の安定に資するため、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する法律（昭和48年法律第100号）に基づき、府は、市町が行う融資措置に係る利子補給事業に対し、昭和50年度において次のとおり補助した。

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 対象市町 | 大阪市ほか21市町 |
| (2) 対象件数 | 294件 |
| (3) 利子補給総額 | 5,994千円 |
| (4) 府補助額 | 4,945千円（うち国庫補助金 3,896千円） |

第2節 工場の適正分散及び集団化の促進

工場と住宅が隣接している住工混在地域においては、特に公害問題の発生が多いが、企業者にとっては現在地での効果的な公害防止対策が容易ではなく、その抜本的な解決方法としては、工場適地への移転又は集団化が必要となる場合が多い。

このため、府は、従来から中小企業公害防止資金特別融資（前掲）の対象に工場移転資金を加えて個別移転を促進するとともに、財団法人大阪府中小企業団地開発協会及び公害防止事業団による中小企業団地造成事業を積極的に促進し、中小企業の工場集団化による公害の解消に努めている。

財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地の造成分譲事業については、表3-12-4のとおりである。

また、公害防止事業団による府下の昭和50年度の団地造成事業については、表3-12-5のとおりである。

表3-12-4 財団法人中小企業団地開発協会による団地造成事業の概要

区分	団地名	富田林団地	柏原・羽曳野団地
位置		富田林市若松町、中野町、川面町地区	柏原市円明町、羽曳野市駒ヶ谷地区
開発計画面積		252,000㎡	418,200㎡
総買収面積		341,357㎡	420,722㎡
実施状況		富田林市施行の土地区画整理事業により用地を造成することになっており、昭和51年3月土地区画整理審議会において仮換地の指定を行い、目下粗造成工事を計画中である。	南部地区については、昭和50年10月開発許可を受けたので、直ちに造成工事に着手し、昭和52年6月完成を目標として現在造成中である。なお、当該造成工事と併せて昭和51年2月から分譲を行っている。

表3-12-5 公害防止事業団による団地造成事業の概要（昭和50年度）

団地名	所在地	企業数	面積	総事業費
河内長野工業団地(第2次)	河内長野市野作町	11	4,071 ^{m²}	500,000 ^{千円}
西大阪民主工業団地	大阪市此花区四貫島大通	9	6,400	330,000
大阪市廢材処理業製材業団地	大阪市大正区北恩加島	10	6,136	780,000
東大阪作業工具工業団地	東大阪市加納	7	17,494	900,000
河内長野工業団地(第3次)	河内長野市野作町	6	10,000	1,400,000

第3節 技術講習会の開催等

第1 公害防止技術研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を目的として、昭和50年度には表3-12-6のとおり中小企業者及びその技術者等を対象とする研修を実施した。

表3-12-6 公害防止技術者研修の実施状況（昭和50年度）

コース名		期間	日数	時間	受講者数
長期	大気汚染 水質汚濁 騒音振動 廃棄物処 理等	昭50. 11. 28 }	50	150	51
		51. 3. 30			
短期	大気汚染 関係	昭50. 7. 25 }	13	40.5	16
		50. 9. 16			
短期	水質汚濁 関係	昭50. 7. 25 }	12	37.5	19
		50. 9. 17			
短期	騒音・振 動関係	昭50. 7. 25 }	13	40.5	16
		50. 9. 19			

第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

府下の中小企業者を対象に公害防止技術についての相談、指導及び実地の巡回技術指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。昭和50年度において府立工業技術研究所及び府立繊維技術研究所が行った指導件数は表3-12-7のとおりであり、また、公害防止巡回指導については、軽金属鋳物業、ゴム製造業及びメリヤス製造業の業種28企業を対象に実施した。

表3-12-7 公害防止技術相談件数（昭和50年度）

種 別	指導機関	府立工業技術研究所	府立繊維技術研究所
大 気 汚 染 関 係		562	29
水 質 汚 濁 関 係		374	20
騒 音 ・ 振 動 関 係		197	29
産 業 廃 棄 物 関 係		48	—
非 用 水 型 研 究		—	18
そ の 他		27	—
合 計		1,208	96

- (注) 1 非用水型染色加工技術に係る相談については、府立繊維技術研究所において技術開発したものに対する相談、指導であり、特に別項として表示した。
2 その他に係るものとして、有害物質の性質及びその分析方法、公害関係法令関係の相談等を含む。

第3 中小企業等における公害防止研究事業の助成

1 公害防止共同研究事業の推進

中小企業の実情に即した公害防止を促進するため、中小企業が協同組合単位で行う公害防止のための研究事業に対して助成措置を講じ、その推進を図った。

昭和50年度の助成対象組合は、西日本軽金属鋳物業協同組合、淀川金属工業協同組合、大阪府石油協同組合、大阪府鉄屑加工処理工業協同組合及び関西ケミカルサンダル工業協同組合の5組合である。

2 財団法人関西産業公害防止センター研究事業の推進

産業公害に関する種々の測定分析や公害防止に関する技術指導等を行うことを目的として設立された財団法人関西産業公害防止センターの行う研究事業の経費

の一部について助成した。

昭和50年度の助成研究事業は次のとおりである。

- (1) 研究事業名 ア 産業廃棄物中の有害成分の溶出試験法に関する研究
 イ 鉱物油と動植物油が共存する試料の分離定量法等に関する研究
- (2) 補助金額 2,400千円

第4 環境計量証明事業の登録事務の実施

環境計測の適正化を図るため、計量法（昭和26年法律第207号）の一部改正（昭和50年3月15日施行）により、環境計量証明事業者（いわゆる分析センター等）について、都道府県知事の登録が義務付けられたので、法の趣旨の周知徹底を図るため、分析センター、公害防止機器メーカーを対象に説明会を開催するとともに、関係行政機関、関係団体との連携を密にして登録の促進を図った（表3-12-8）。

表3-12-8 環境計量証明事業登録数

（昭和51年3月31日現在）

登 録 区 分	登 録 数
濃 度	32
騒 音 レ ベ ル	4
合 計	36

第4節 特定工場における公害防止組織の整備

1 公害防止統括者等の届出の受理等

公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資するため、昭和46年6月10日に特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）が施行されたことに伴い、特定工場を設置している者は、昭和47年9月10日以降、当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びこれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられた。

府下744特定工場から届出のあったこれら公害防止統括者等の選任状況は、昭和51年3月31日現在において、表3-12-9のとおりである。

なお、これら公害防止管理者等を対象に、同法第12条に規定する公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事等が講ずるよう努めるべき必要な措置の一環として、大阪府公害防止管理者等研修会（第3回）を開催した。

表3-12-9 公害防止統括者等の届出状況

(昭和51年3月31日現在)

種 類		届 出 数	選 任 状 況		
			工 場 数	統 括 者 等 本 人	統 括 者 等 代 理 者
公害防止統括者		604 (246)	工場	604 (246) 人	607 (243) 人
公害防止主任管理者		23 (7)		23 (7)	26 (7)
公 害 防 止 管 理 者	大 気 関 係	第 1 種	9 (4)	9 (4)	9 (4)
		第 2 種	72 (43)	72 (43)	67 (38)
		第 3 種	109 (39)	128 (50)	117 (41)
		第 4 種	254 (91)	255 (92)	254 (88)
	水 質 関 係	第 1 種	10 (5)	18 (12)	12 (6)
		第 2 種	244 (116)	247 (119)	233 (107)
		第 3 種	24 (6)	28 (6)	27 (5)
		第 4 種	126 (20)	130 (20)	128 (18)
		騒音関係	11 (10)	10 (9)	10 (8)
		粉じん関係	90 (31)	92 (34)	92 (32)
		計	949 (365)	989 (389)	949 (347)
	合 計				1,616 (642)

(注) ()内の数字は市町村長権限のもので内数である。

2 公害防止管理者等資格認定講習の実施

公害防止管理者等は法律に定める資格を有する者のうちから選任しなければならないことになっており、この資格は国家試験に合格するか、又は資格認定講習の課程を修了することによって得ることができる。

本府では昭和47年度から毎年通商産業大臣の委託により、公害防止管理者等資格認定講習を実施してきたが、昭和50年度も引き続き、大気関係及び水質関係の第2種及び第4種の講習を実施した（表3-12-10）。

表3-12-10 公害防止管理者等資格認定講習実施状況

年度	区分	大気第2種 修了者	大気第4種 修了者	水質第2種 修了者	水質第4種 修了者	騒音 修了者	合計
昭47		232 (238) 人	283 (289) 人	199 (203) 人	71 (75) 人	— 人	785 (805) 人
48		239 (254)	226 (229)	426 (446)	22 (24)	—	913 (953)
49		107 (111)	68 (71)	157 (161)	20 (20)	55 (56)	407 (419)
50		72 (75)	59 (76)	147 (159)	33 (36)	—	311 (346)
合計		650 (678)	636 (665)	929 (969)	146 (155)	55 (56)	2,416 (2,523)

(注) ()内は申込者数を示す。